

酪農乳業乳製品在庫調整特別対策事業実施要綱

一般社団法人 J ミルク

2022 年 2 月 21 日制定

2023 年 2 月 22 日一部改正

2024 年 2 月 22 日一部改正

わが国の生乳需給は、飲用需要に対して優先的に生乳を供給するとともに、飲用需要の変動を乳製品加工で調整することにより、酪農経営及び乳業経営の安定を図ってきた。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大によるインバウンド需要の減少やイベント・外出の自粛等により、業務用を中心に牛乳乳製品の需要が大きく減少し、それに伴い、生乳を脱脂粉乳・バター用に仕向けることで需給調整を行ってきたが、需要を上回る生産となっている脱脂粉乳の在庫数量が高い水準で推移している。また、飼料の高騰などを踏まえた乳価引き上げによる影響により、需要減少も危惧され、脱脂粉乳在庫の積み増しリスクは依然として続いている。

こうした状況を放置すれば、乳製品加工による需給調整の構造が破綻し、飲用市場も含めた生乳流通全体の安定供給を保つことができなくなる恐れがあり、経済変動等に対応した弾力的な需給調整を酪農乳業が一体となって実施する必要がある。

以上の状況と経過を踏まえ、一般社団法人 J ミルク（以下「J ミルク」という。）は、酪農乳業乳製品在庫対策基金（以下「在庫対策基金」という。）を造成し、この在庫対策基金を活用して、乳製品を飼料用等へ用途変更すること等による価格差に相当する額を助成する、酪農乳業乳製品在庫調整特別対策事業（以下「本事業」という。）を実施するものとし、本事業の実施に関しては、この要綱に定めるところによる。

これにより生乳の需給調整機能を維持する体制を整え、もって酪農乳業の経営の安定に資するものとする。

（趣旨）

第1条 生乳の需給調整機能を維持する体制を整備し、乳製品の過剰在庫削減を図ることで、酪農乳業の経営の安定に貢献することを目的とする。

（事業の実施期間）

第2条 本事業の実施期間は、2022年4月から2025年3月末までの36か月とする。

（在庫対策基金の造成）

第3条 在庫対策基金の造成については、生産者及び乳業者からの財源拠出により造成するものとし、その拠出方法及び管理等については、別に定める「酪農乳業乳製品在庫対策基金要領」（以下「基金要領」という。）によるものとする。

尚、在庫対策基金への拠出額は、2022年度、2023年度及び2024年度の生乳

取引乳量に基金要領で定めた単価を乗じて算出する。

(事業実施主体)

第4条 この事業の事業実施主体は、全国農業協同組合連合会、全国酪農業協同組合連合会(以下「販売窓口団体」という。)及び乳製品在庫調整実施乳業者(以下「在庫調整乳業者」という。)とする。

尚、在庫調整乳業者とは、在庫対策基金に拠出があり、乳製品の在庫調整を希望し認められた乳業者(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 第2条第2項に規定する乳業を行う者)をいう。

(対象製品)

第5条 対象製品は、乳製品(乳及び乳製品の成分規格等に関する省令第二条の13に示すもので、国産生乳で製造されたもの)とする。

(事業の内容)

第6条 飼料向け価格差対策については、事業実施主体が脱脂粉乳等を飼料用に転用し販売することにより生じる価格差に相当する額を在庫対策基金で助成する。

2 輸入調製品等価格差対策については、事業実施主体が脱脂粉乳等を輸入調製品等への置き換え使用または販売に活用することにより生じる価格差に相当する額を在庫対策基金で助成する。

3 海外輸出等価格差対策については、脱脂粉乳等の国内在庫の削減に向け、事業実施主体が海外向けに輸出することにより生じる価格差に相当する額を在庫対策基金で助成する。

(事業の実施)

第7条 第6条の事業の実施に当たっては、その事業実施の手順や助成の仕組み等について、Jミルク会長が予め定める事業実施要領によるものとする。

2 Jミルクは、会計年度毎に、事業実施及び在庫対策基金の状況について、総会で報告するものとする。

3 Jミルクは、事業の一部を会員等に委託して行うことができるものとする。

(帳簿等の整備保管)

第8条 帳簿等の整備保管について、Jミルク及び事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

(その他)

第9条 事業実施主体は、事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、関係者に対して、事業の趣旨や内容等の周知徹底に努めるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、本対策の実施につき必要な事項については、Jミルク

会長が別に定めることができるものとする。

附則

- 1 この要綱は、2022年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正は、2023年2月22日から施行する。
- 3 この要綱の改正は、2024年2月22日から施行する。